

# 埼玉「違憲訴訟」 推進ニュース

(No. 3) 2016年2月1日

発行：全日本年金者組合埼玉県本部  
年金裁判闘争推進本部  
さいたま市見沼区東大宮5-53-16  
☎ (048-686-2044) FAX (048-686-2144)  
メール:nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp

## 東京高裁への抗告は棄却決定

さいたま地裁から東京地裁へ移送するという決定に対して東京高裁に抗告していた件で、東京高裁は1月26日付で「棄却」するという決定をしました。



第3回原告団会議で全国的情勢を報告する加藤益雄中央本部書記長



原告団会議でこれからの裁判の進め方を説明する斉藤耕平弁護士

めています。裁判の入り口でもめるより、「給付訴訟」に切り替えれば地元のさいたま地方裁判所で裁判が行えるという判断からです。

その主な理由として、①移送されると憲法第32条に規定されている私たちの裁判を受ける権利を侵害するのではないかとということに対して、「いかなる裁判所を管轄裁判所とするかは、法律において諸般の事情を考慮して決定すべき立法政策の問題」であると、私たちの主張を退けました。②社会保険審査会の委員長名で「お住いの地域の地方裁判所」に「裁決の取消の訴え」ができるということに対しては、「厚生労働大臣が上記権限(注)を有するからといって同委員長が厚生労働大臣を代理して本件書面を送付したとは認めがたく」という理由で退けました。

(注) 厚生労働大臣に任命、罷免の権限がある社会保険審査委員長が「お住いの地域の地方裁判所」に提訴できると言っていること。

1月21日に開かれた原告団会議では、最高裁へ上告せず、「取消訴訟」から「給付訴訟」に切り替えて裁判を進めて行くことを決

## 違憲訴訟、全国情勢

違憲訴訟は、全国39都道府県、3801人が訴訟を起こしています。このうち、口頭弁論が始まったのは北海道(札幌地裁)、宮城(仙台地裁)、東京(東京地裁)、大阪(大阪地裁)、広島(広島地裁)、福岡(福岡地裁)と、いずれも高裁がある裁判所です。名古屋地裁の愛知は2月に口頭弁論が開始されます。札幌と広島地裁ではすでに3回の口頭弁論が行われています。

## 支援する会を埼玉でも組織

「支援する会」は、北海道、宮城、群馬、山梨、神奈川、富山、石川、静岡、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、山口、福岡の16道府県です。東京と埼玉が準備中です。

準備会の年金者組合側のメンバーは次の通りです。

○生澤壮介(責任者)

委員(稲木豊作、小林岩男、林 秀信、武藤晴子、山本 治)

※近日中に第1回会議を開き、構想を練り上げます。